

☆☆☆ 住み手と専門家のネットワーク ☆☆☆

NPO 建築 ネット

http://www.kenchikunet.org E-mail:kenchiku@d2.dion.ne.jp

No.59

特定非営利活動法人(NPO法人)  
建築ネットワークセンター  
〒162-0042 東京都新宿区早稲田町74番地  
鱈淵ビル301  
TEL 03-6457-3178 FAX 03-6457-3179

## 東京外環道路陥没事故その後

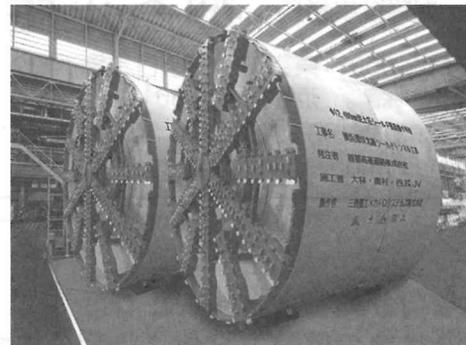
大深度地下で何が起きているのか  
2年間工事中止となったものの……

高瀬 康正(会員)

40m以深の大深度地下は地上に影響を及ぼさないという前提で工法、法律は組み立てられているだけに、昨年、調布市の住宅地の陥没は衝撃をもって受け止められました。高瀬康正氏はこの事故を多角的に調査し論文を雑誌に発表しています。建築ネット主催のズーム講演でも詳細を報告。今回は、その後の動きについて寄稿してもらいました。

6月8日のズーム講演で東京外環道路工事事故について報告しましたが、その後の事態の推移について報告します。直径16mの巨大掘削機(シールドマシン)が地下40m以深を夜も昼も24時間掘り進む。住民が騒音や振動を感じて加害企業である東日本高速道路(ネクスコ東日本)に苦情を言っても無視され外環道工事を続けた結果、昨年10月、調布市の住宅地で地面が陥没する大事故が起きました。

その後、事業者であるネクスコ東日本の説明は、①原因は地盤のゆるみによるシールドマシンのカッターの回転不能による取り込みすぎ②陥没を発生させないための地上からの補修を行う③工事は地上から行うため該当の住民には仮移転をしてもらう、そのための費用は補償する④



巨大掘削機によって進められる40m以深のトンネル工事。地上への影響はないのか—

建物に損害があった場合は原則として原状回復し、その費用は補償する⑤不動産売却や家賃の減収についても補償する——とし、工事を2年間で中止するというものです。

しかし、この間に被害住民に与えた精神的、肉体的苦痛は如何ばかりであったか想像に絶するものがあります。また仮移転などに伴って、近所づきあいなどのコミュニティを失うことなど金銭に代えがたい損害を受けたことに対する償いがあったわけではありません。

リニア新幹線でも工事開始  
事故の教訓くみ取らず不安を払拭できず

リニア新幹線でも外環道工事と同じく、東京

の品川から川崎方面への大深度地下工事が始まるにあたって、6月8日に品川区で住民説明会が開かれました。担当者は外環事故の原因について「特殊な地盤条件となる区間」での事故、つまり地盤のゆるみによる事故と結論づけ、「リニアの工事区間には『特殊な地盤』に当てはまる場所がないと考える」と外環道との「違い」を強調し、「施工管理を強化する」と言い放つのみ

「大深度地下使用法」に問題あり  
無過失賠償責任を問い、事業停止も

副理事長 榎本 武光(法学研究者)

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(以下大深度地下使用法と略す)は、地下40メートル以深であれば、その深さの地下を使用しても地上に影響を及ぼさないとの前提に立っている。ところが、今回、東京外かく環状道路掘削工事では、調布市内において地下47メートルで行われていたにもかかわらず、地上での騒音・振動、外壁のひび、道路の陥没が発生した。

このことは、地下40メートル以深であれば地上に影響を及ぼさないとの前提は崩れたことを意味する。

で、外環事故から何を教訓にし、どのように安全な工事をするかについて誠意ある説明はありません。住民から地質調査のための追加のボーリング調査についても、その必要性を認めようとはしません。

これでは、リニア新幹線でも外環道と同様、あるいはもっと深刻な事故が起こるのではないかと危惧するのは私だけでしょうか。

そのため、以下の点で見直しが必要だ。第一に、大深度地下の使用に関し、あらためてその適否について科学的な検討がなされるべきである。第二に、上記の損害発生事例から、事業者は無過失賠償責任を負うと改正すべきである。第三に、大深度地下使用法は、地上に影響を及ぼさないとの前提から事業進行の停止を予定していないが、大深度地下掘削工事が地上に重大な影響を及ぼす場合には事業進行を停止できるよう法律を改正すべきである。

ご案内

「土地規制法」リモート学習・交流会  
米軍・自衛隊基地、原発周辺1km以内が  
土地規制法と政府の監視下に

日時

7月28日(水)  
午後5時～6時45分

講師

大江京子 弁護士

東京東部法律事務所・『改憲問題対策  
法律家6団体連絡会 事務局長』

参加ご希望の方は資料の準備があるので27日中に  
kenchiku@d2.dion.ne.jpへお申し込みください。  
当日午後4時30分から招待メールを送信します。

【主催】NPO法人建築ネットワークセンター  
Tel03-6457-3178 Fax03-6457-3179

無料相談のご案内

準備のため、事前に連絡をお願いします。

◆住まいのことなら何でもご相談ください。

毎週火曜日午後4:00～5:30

相談内容に応じ、一級建築士、マンション管理士、  
法律家等の専門家が対応します。

マンションの大規模修繕、長期修繕計画、管理・規約・運  
営、戸建てリフォーム、修繕、新築、日影、境界、その他。

【ご案内図】



地下鉄東西線早稲田駅1番出口(神楽坂駅寄り)  
徒歩1分 Tel.03-6457-3178